

東京都都市復興基本計画検討委員会設置要綱

平成 11 年 1 月 20 日
10 都市開防第 278 号
局 長 決 定
改正 平成 30 年 8 月 9 日
30 都市整企第 174 号

(名称)

第 1 この委員会の名称は、東京都都市復興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）とする。

(設置及び趣旨)

第 2 東京都震災復興マニュアル（平成 15 年 3 月策定）に基づき、都市復興基本計画及びそれに関連する施策に関する事項に関して専門的な見地から意見又は助言を得るため、委員会を設置する。

(所掌事項)

第 3 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、平常時においては東京都震災復興本部検討委員会都市復興部会に、震災発生後においては東京都震災復興本部に、意見を表明し又は助言する。

(平常時)

- (1) 都市復興の在り方に関する基本的な理念及び方針に関すること。
- (2) 都市復興の事前準備に関する施策の検討に関すること。
- (3) 都市復興基本計画の在り方に関すること。
- (4) 「東京都震災復興マニュアル」の都市の復興に係る部分の見直しに関すること。
- (5) その他、委員長が必要と認める事項

(震災発生後)

- (1) 都市復興に係る主要課題
- (2) 都市復興基本方針
- (3) 都市復興地区区分
- (4) 都市復興基本計画
- (5) 復興都市計画

(組織)

第4 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 前項により委員会を構成する委員が在任中に欠けた場合、委員長は、補欠の委員を指名することができる。
- 3 前2項に掲げる者のほか、委員長は、必要と認める者を臨時に委員に指名することができる。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第7 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(幹事会)

第8 委員会における検討事項を整理するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の幹事長は、都市整備局理事（航空政策・交通基盤整備・交通政策担当）とし、副幹事長は、都市整備局市街地整備部長とする。
- 4 幹事長は、幹事会を招集し、会議を主宰する。
- 5 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第9 委員会及び幹事会の庶務は、都市整備局市街地整備部企画課において処理する。

(その他)

第 10 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 9 日から施行する。

別表 1 東京都都市復興基本計画検討委員会名簿

	委員	専門分野	委員数
1	学識経験者	災害復興、都市計画、国土計画、市街地整備、交通計画、建築、住宅、公園・緑地、都市防災、法律	3以上
2	国の都市計画行政経験者	—	1
3	区長が東京都震災復興本部検討委員会の委員である区の担当部長	—	1
4	市長が東京都震災復興本部検討委員会の委員である市の担当部長	—	1

別表 2 東京都都市復興基本計画検討委員会幹事会名簿

幹事長	都市整備局理事（航空政策・交通基盤整備・交通政策担当）
副幹事長	都市整備局市街地整備部長
幹事	都市整備局総務部長
	都市整備局都市づくり政策部長
	都市整備局住宅政策推進部長
	都市整備局都市基盤部長
	都市整備局防災都市づくり担当部長
	都市整備局市街地建築部長